

### 保安林指定通知のあて先人不明について（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する市役所に掲示する。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

石川仁吉、下杉梶之進、吉田吉右衛門 糸魚川市役所

2 通知の内容

- (1) 農林水産大臣から、平成24年12月18日付け23林整治第2017号の1で保安林に指定した旨の通知を受けたので、森林法第33条第3項の規定により通知する。
- (2) 保安林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、平成24年12月18日付け農林水産省告示第2619号による。